

法令及び定款に基づく 交付書面に記載しない事項

会 社 の 体 制 及 び 方 針

会 社 の 支 配 に 関 す る 基 本 方 針

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

第151期（2025年4月1日～2026年3月31日）

明治機械株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

1. 会社の体制及び方針

■業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び運用状況は、次のとおりであります。

(取締役会決議による最終改訂 2017年6月28日)

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、企業の存立基盤である「企業理念」ならびに経営の基本方針に則った行動規範として「企業行動指針」を制定しており、代表取締役社長がその精神を役職者はじめ、使用人に知らしめ、法令遵守と社会倫理を企業活動の原点といたします。

【運用状況】

「企業理念」、「企業行動指針」を定めており、イントラネットや職場掲示などを通して社内周知し、役員・社員はこれらを遵守しております。また、取締役会は「企業行動指針」が遵守されているか年に一度確認しております。

②取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規程」等に従い、取締役の相互の意思疎通を図り、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督いたします。

【運用状況】

取締役会を年14回（ほか書面決議4回）開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定などの重要事項を決定し、月次の経営分析、対策、評価を検討するとともに法令、定款、株主総会決議、「取締役会規程」等への適合性及び業務の適正性の観点から審議し、取締役相互に職務執行の状況を監督しております。

③監査等委員会は、法令、「監査等委員会規程」に基づき、会計監査人等と連携して、取締役の職務執行の監査を実施いたします。

【運用状況】

監査等委員会を年13回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査しております。

④取締役は、法令若しくは定款上疑義ある行為等の違反（以下「コンプライアンス違反」という。）を発見した場合には、「コンプライアンス規程」及び

「コンプライアンスマニュアル」に基づき、その是正を図りコンプライアンス体制の強化に努めます。また、当社は「コンプライアンス規程」の中で内部通報制度を規定しており、会社は通報内容、プライバシーの秘密保護をするとともに、通報者に対し不利益な処遇はいたしません。

【運用状況】

コンプライアンス担当取締役とコンプライアンス責任者（各部門長）、ならびに外部アドバイザーからなるコンプライアンス委員会を隔月開催し、法令・定款及び社内規程の遵守の確認を行うほか、内部監査を通じて業務手順、マニュアルの整備、チェック状況について確認しております。

また、年3回役員はじめ全社員対象にコンプライアンス講習を開催し、コンプライアンスの社内周知を図っております。さらに、内部通報制度の運用の状況についても確認・チェックしております。

- ⑤内部監査を担当する組織として代表取締役社長の直属に「内部監査室」を設置し、内部監査室は「内部監査規程」に基づき、監査方針・監査計画を作成し、定期的な監査を行い、その監査結果を取締役会及び監査等委員会に報告いたします。

【運用状況】

内部監査を担当する内部監査室は、監査方針及び監査計画を作成し、取締役会の承認を得ております。また、監査方針及び監査計画に基づき定期的に監査を実施し、監査結果を内部監査報告書として随時または定期的に代表取締役社長、取締役会及び監査等委員会に報告しております。

- ⑥反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力及び団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整備いたします。

【運用状況】

企業行動指針において反社会的勢力の排除、対決について明記するとともに、役員をはじめ全社員に周知しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、保存媒体に応じ適切かつ確実に保存・管理するとともに、情報種別に応じ適切な保存期間を定め、期間中は閲覧可能な状態を維持いたします。

【運用状況】

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」、「取締役会規程」等に基づき保存年限及び所管部署等を定めており、各部署が適切な管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理体制の基礎として「緊急事態管理規程」を制定しており、商品市場、為替相場、金利及び株価等による市場リスク、信用リスク、投資リスク、CSR・コンプライアンスリスク、環境、輸出に関わる安全保障管理リスク、情報セキュリティリスク、その他各部門に潜在するリスク等の様々なリスクを把握・認識し、それぞれのリスクに関する担当責任取締役を置いており、そのリスクへの具体的対応や予防措置を講じます。

【運用状況】

潜在する多様なリスク等を常に把握・認識するとともに、「緊急事態管理規程」を制定して可能な限り未然に防ぐことを第一とし、危機発生時には企業価値の毀損を極小化する体制を整備しております。

- ②不測の事態が発生した場合には、「緊急事態管理規程」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、早期の打開に努めます。

【運用状況】

不測の事態の発生時には、「緊急事態管理規程」に基づき円滑に危機管理体制を構築し、適切に対応する体制を採っております。

なお、当事業年度中には、不測の事態等の発生はありません。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に社長、主要取締役による審議を経て、取締役会において執行決定を行います。

【運用状況】

定時及び臨時の取締役会を年14回開催、ならびに取締役会の書面決議を年4回行っております。また、経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に社長及び取締役等の審議を経て、取締役会において決定しております。

- ②取締役会の決議に基づく業務執行は、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めます。

【運用状況】

取締役会の決定に基づく業務執行は、上記の社内規程に基づき、部門長ならびにグループリーダー等が意思決定ルールに従い業務を分担し、職務執行を効率的に行っております。

- ③中期経営計画及び年度事業計画により経営目標の明確化を図り、各部門は年度毎に経営目標をブレイクダウンした「事業部別アクションプラン」を策定し、進捗状況をチェックいたします。

【運用状況】

中期経営計画及び年度事業計画は社内周知を図るとともに、取締役会で決定した経営目標に基づく「部門別アクションプラン」を各部門で策定・管理し、各部門長が適時、進捗状況を確認します。

- ④法令に基づく開示を適切に行うとともに、それ以外の非財務情報等も株主懇談会や当社ホームページで積極的に開示いたします。

【運用状況】

東京証券取引所の規則ならびに会社法、金融商品取引法に従い、適時・適切なディスクロージャーを行うとともに、非財務情報等につきましても積極的に開示しております。また、当該開示情報は、当社ホームページにアップしております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンス体制の基盤として「企業理念」及び「企業行動指針」に加え、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」を制定し、その周知徹底を図るとともに、必要に応じ社員に対するコンプライアンスの教育研修を行います。

【運用状況】

コンプライアンス委員会を隔月開催し、法令・定款及び社内規程の遵守の確認を行うほか、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」の社内周知を積極的に行っております。また、年3回、全社員対象にコンプライアンス講習を開催し、コンプライアンスの社内周知を図っております。

- ②内部監査室は、内部監査制度の確保と維持・向上を図り、内部監査を実施することによりコンプライアンス体制の整備を図ります。

【運用状況】

内部監査室は、監査方針及び監査計画に基づき定期的に内部監査を実施し、業務プロセスやコントロール（統制）の見直しを実施し、社内システムの改善、内部統制システムの向上を図っております。また、コンプライアンスに関する監査を実施し、コンプライアンス体制の整備を図っております。

- ③取締役は、コンプライアンス違反の重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告いたします。

【運用状況】

取締役が重要なコンプライアンス違反の事実を発見したときは、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告する体制となっております。

なお、当事業年度中には、重要なコンプライアンス違反はありません。

- ④使用人が、コンプライアンス違反を発見した場合の社内報告体制として、外部のヘルプラインに通報するという内部通報制度を規定し、通報者の保護と透明性を維持した的確な体制を整備いたします。

【運用状況】

内部通報制度におきましては、社内及び外部に通報先を定めており、また、通報者の保護と事実関係の透明性の確保がなされた体制となっております。

なお、当事業年度中には、内部通報に係るものではありません。

(6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

イ. 当社は子会社に、「グループ会社管理規程」に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、月次決算書類等、また必要に応じその他関係資料を提出させます。

【運用状況】

子会社である明治機械(徳州)有限公司、株式会社柳原製粉機及び株式会社デジサインは、月次決算資料等を毎月提出しており、当社は経営内容を的確に把握し分析しております。

ロ. 当社は子会社に、当社の取締役を当該子会社の取締役会（董事会）に出席させるとともに、子会社の経営成績、財務状況その他重要な情報について当社へ報告させます。

【運用状況】

毎月開催される明治機械(徳州)有限公司、株式会社柳原製粉機及び株式会社デジサインの取締役会（董事会）には、当社の取締役ほかが出席しており、経営成績、財務状況その他重要な情報について適時、当社へ報告しております。

ハ. 「グループ会社管理規程」に基づき、子会社の管理基準を明確化し、経営上の重要な事項に関して当社への申請・決裁・報告制度により、グループ会社の経営管理を行い、必要に応じモニタリングを実施いたします。

【運用状況】

「グループ会社管理規程」において、子会社の管理基準を明確に定め、経営上の重要な事項に関しては当社へ申請・決裁・報告することとなっており、適宜、子会社の経営管理を行い、必要に応じモニタリングを実施しております。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は子会社に、リスク管理体制の基礎として「緊急事態管理規程」等を制定し、リスクの発生防止、また発生したリスクに対する適切な対応により、会社の損失を最小限に留めることを求めます。

【運用状況】

当社は「緊急事態管理規程」を定めており、同様のリスク管理体制を子会社にも求め、リスクの発生防止、迅速な対応により、会社損失の最小化を図っております。

ロ. グループ会社における業務の適正性を確保するため、グループ会社独自にコンプライアンス体制を構築する必要があるとともに、当社の「企業行動指針」をグループ会社にも適用いたします。

【運用状況】

当社の「企業行動指針」を子会社においても社内周知させ、子会社のコンプライアンス体制につきましては、規程類の整備を行い運用することとしております。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、子会社の自主性及び独立性を確保しつつ、「グループ会社管理規程」に基づき、グループ経営の運営管理制度の立案及び推進を行います。

【運用状況】

子会社の自主性及び独立性の確保を念頭に置き、毎月開催される明治機械(徳州)有限公司、株式会社柳原製粉機及び株式会社デジサインの取締役会(董事会)には、当社取締役ほかが出席をして、グループ経営の運営管理体制を推進しております。

ロ. 当社の子会社に対する支援・管理業務は、「グループ会社管理規程」に基づき、担当部門である財務経理部が行います。

【運用状況】

子会社の支援・管理業務は、「グループ会社管理規程」に基づき財務経理部が行っております。

ハ. 当社の内部監査室は、子会社の内部監査を定期的に行い、内部統制の有効性と妥当性の確保、不正及び過誤の防止を図ります。

【運用状況】

内部監査室は、子会社の内部監査を年1回定期的に行い、内部統制の有効性と妥当性の確保、不正及び過誤の防止を図っております。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 子会社の取締役(董事)は、コンプライアンス違反の重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告いたします。

【運用状況】

子会社の取締役(董事)は、コンプライアンス違反の重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告する体制となっております。

なお、当事業年度中には、重要なコンプライアンス違反はありません。

ロ. 当社と関係グループ会社との取引は、原則として関係グループ会社以外との取引条件と同一のものとし、特に必要と認められる場合には、取締役会の承認を要します。

【運用状況】

関係グループ会社との取引は、原則、他の会社との一般的な取引条件と同一のものとしており、特に必要と認められる場合には、取締役会の承認を得ております。

ハ. 当社は、内部通報制度の規定を子会社にも適用し、子会社の法令違反等については当社の監査等委員会に報告する体制を整備いたします。

【運用状況】

内部通報制度の規定を子会社にも社内周知させ、子会社の法令違反等については当社の監査等委員会に報告する体制を整備しております。

なお、当事業年度中には、内部通報に係るものはありません。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、現在の監査等委員会体制をもって充分その職務を遂行できるものと考えており、監査等委員会の職務を補助すべき専属の使用人は配属していません。将来、監査等委員会が必要とした場合には、当該使用人を置きます。

【運用状況】

現在、当社監査等委員会は3名で構成されており、全て社外監査等委員の体制となっております。現在の体制でその職務を充分に遂行できるものと考え、監査等委員会の職務を補助すべき専属の使用人は配属していません。将来、監査等委員会が必要とした場合には、当該使用人を置くこととしております。

(8) 監査等委員会への報告に関する体制

①取締役及び使用人が当社の監査等委員会へ報告するための体制

イ. 取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について遅滞なく監査等委員会に都度報告するものいたします。前記に関わらず、監査等委員である取締役は社内回付の決裁稟議書の全てを閲覧できるほか、必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができます。

【運用状況】

監査等委員は、取締役会ほか重要会議に出席するなどにより、取締役会等で決議または報告された事項、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等の必要な情報を得ており、また、内部監査室の内部監査の報告を適宜受けるなど定期的に連携し、内部監査の実施状況及びその結果の情報を得ております。さらに、内部通報の事案の内容等の報告や決裁稟議書の全てを閲覧できることとなっております。

- ロ. 監査等委員である取締役は、取締役会及びその他経営上重要な会議に出席し、必要に応じて監査等委員である取締役を除く取締役及び使用人からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができます。

【運用状況】

監査等委員は、取締役会及びその他経営上重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人からその職務の執行状況を聴取するとともに、関係資料を閲覧しております。

- ハ. 内部通報制度に関する規定及びその適切な運用・維持により、法令違反、その他コンプライアンス上の問題について、監査等委員会への適切な報告体制を確保いたします。

【運用状況】

内部通報制度に関する規定の適切な運用・維持により、コンプライアンス違反等について、監査等委員会への適切な報告体制を確保しております。

- ニ. 監査等委員会は、各部門担当取締役と定期的に担当部門のリスクならびにリスク管理体制とその対応状況について、協議・ヒアリングを行います。

【運用状況】

監査等委員会は、取締役と定期的に担当部門のリスクならびにリスク管理体制とその対応状況について、協議・ヒアリングを行っております。

- ホ. 内部監査室の責任者は、内部監査の実施状況または業務遂行の状況を監査等委員会に報告いたします。

【運用状況】

内部監査室長は、内部監査の実施状況または業務遂行の状況を内部監査報告書により四半期毎に、監査等委員会に報告しております。

②当社の子会社の取締役等、監査等委員または監査役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらに相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

イ. 子会社の取締役等及び使用人は、当社の監査等委員会から業務執行に係る事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行います。

【運用状況】

監査等委員は子会社の取締役会（董事会）に出席する当社の取締役ほかに対し、監査等委員会から業務執行に係る事項について報告を求められた時は、迅速かつ適切な報告を行っております。

ロ. 子会社の取締役等及び使用人は、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項については、発見次第、遅滞なく当社の総務部に報告を行い、総務部は監査等委員会に報告いたします。

【運用状況】

子会社の取締役等及び使用人は、発見次第、当社の総務部に報告後、総務部は監査等委員会に報告する体制となっております。

ハ. 当社の総務部または内部監査室は、定期的に当社の監査等委員会に対して、子会社における内部統制監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告いたします。

【運用状況】

内部監査室は、子会社の内部監査を通じ、内部統制、コンプライアンス、リスク管理等の現状について、内部監査報告書を作成し定期的に監査等委員会に報告しております。

(9) 監査等委員会への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告を行った当社及び当社グループの取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行わないことを内部通報制度に規定し、報告者を保護する体制を整備いたします。

【運用状況】

内部通報制度におきましては、監査等委員会への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないなど、通報者の保護と事実関係の透明性の確保がなされた体制となっております。なお、当事業年度中には、内部通報に係るものではありません。

(10) 監査等委員の職務の執行において生じる費用の前払い等の処理に係る方針に関する事項

当社の監査等委員からその職務の執行について、当社へ費用の前払い等の請求を受けた場合は、総務部にて審議のうえ、明らかに監査等委員の請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なないと判断できる場合を除き、速やかに費用または債務を処理いたします。

【運用状況】

当社の監査等委員からその職務の執行の過程で、費用の前払い等の請求を受けた場合は、総務部は、監査等委員の請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なではないと判断できる場合を除き、速やかに費用または債務を処理する体制となっております。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①代表取締役と定期的に意見・情報交換会を行い、また、会計監査人との連携等により適切な意思疎通を図り、実効的な監査業務を遂行いたします。

【運用状況】

代表取締役とのヒアリングを定期的を実施して意見・情報交換を行っており、また、会計監査人とは定期的に決算ミーティングほか、随時に報告・連絡・相談を行うなど連携し、実効的な監査業務を遂行しております。

②当社グループ会社の監査等委員または監査役等との連絡を密にし、情報交換に努め、連携して当社グループとしてのコンプライアンス強化・充実を図ります。

【運用状況】

監査等委員は子会社との情報交換に努めるとともに、連携して当社グループ会社としてのコンプライアンス強化・充実を図る体制となっております。

③内部監査室との密接な連携を保ち、監査等委員会の監査の実効性を高めます。

【運用状況】

監査等委員が内部監査室の内部監査の内容及び結果の報告を適宜受けるなど、常時、密接な連携をして監査等委員会の監査の実効性を高めております。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定するとともに、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備いたします。

【運用状況】

「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、イントラネットにアップするなど当社及び当社グループ会社に社内周知しております。また、内部監査室は、各部門の内部監査を定期的実施するとともに、業務プロセスのリスクやそのコントロール（統制）の見直しを行い、関係部署と協議のうえ、社内運用ルール、社内システムの改善につなげ、内部統制システムの質的向上を図っております。また、財務報告の信頼性に及ぼす影響を鑑み、策定した監査計画書に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しております。

2. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は、次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、お客様に信頼され、満足される商品・サービスを提供し、社会に貢献する企業であることを理念として、今日まで120余年に亘り、穀類（米、麦、大豆、とうもろこし、こーりゃん等）を粉砕する機器を中心とした周辺関連分野の機械設備・プラントを生産・建設してまいりました。日本で主食とされる米、パン、麺類を始め、副食として大きな分野を占めている牛、豚、鶏や魚のための飼料、さらにはビール、醤油、食用油など穀類が原料となる醸造食品は、すべて、これを粉砕する機器がなければ生産することができません。また、これら機械設備は、食糧の素材を加工するものであるため、その品質面で安全、衛生、安定性などが特に要求されます。そこで、当社は、主要な取引先であります飼料・製粉・醸造・製菓のお客様を始め、多くのお客様に対し、ご満足

頂ける高品質で、きめ細かなサービスをご提供するべく、その実現に日々努めてまいりました。かかる営みは、結果的に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるものでもありと考えております。

以上により、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、このような当社の事業の本質、当社の企業理念及び当社企業価値の源泉、取引先企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係の重要性を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

他方、当社も上場企業である以上、健全な投資家の皆様が当社の株式を買い付けることは、原則、自由です。しかし、当社の経営理念を否定し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた施策に異を唱える者によって当社に対する買収提案が行われた場合、これを受け入れるかどうかは、その時点における株主の皆様の適切なご判断に委ねられるべきものと考えております。そして、株主の皆様に適切にご判断いただくためには、株主の皆様に十分な情報を提供することが必須です。

また、大規模買付行為の中には、その目的等から企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為の内容等を検討し、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものが、大規模買付者に定義されます。提示した条件よりも有利な条件を引き出すために大規模買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の状況
- ・連結子会社の数 5社
- ・連結子会社の名称 明治機械（徳州）有限公司
株式会社柳原製粉機
株式会社デジサイン
株式会社FORTHINK
明治エナジー株式会社

当連結会計年度より、新規設立した明治エナジー株式会社を連結の範囲に含めております。この結果、連結子会社は5社となっております。なお、株式会社デジサインは当社の特定子会社に該当しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ・持分法を適用した関連会社の数 1社
- ・主要な関連会社の名称 JKB MEIJI MACHINE LLC
- ・持分法の適用の手續きに関する事項

当連結会計年度から、新規に設立いたしましたJKB MEIJI MACHINE LLCを持分法適用の関連会社に含めております。

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

①連結子会社である明治機械（徳州）有限公司の決算日は12月31日であります。

なお、連結計算書類作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

②当連結会計年度より、連結子会社である株式会社デジサイン及びその子会社の決算日を6月30日から3月31日に変更しております。この決算期変更に伴い、当連結会計年度において2025年4月1日から2026年3月31日までの12ヶ月間の損益を連結しております。

③株式会社柳原製粉機の決算日は、連結決算日と一致しております。

④明治エナジー株式会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの
連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
- ロ. 棚卸資産
主として、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産
(リース資産を除く)
当社・在外連結子会社1社……定額法
国内連結子会社4社……建物及び構築物（建物附属設備を含む）については定額法、その他については定率法によっております。
- ロ. 無形固定資産……………定額法
(リース資産を除く) なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間に基づく定額法を採用しております。
- ハ. リース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース料総額が3百万円以下のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ、工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における期末繰越工事のうち、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積もることが可能なものについては、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

④退職給付に係る負債の計上基準

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

請負工事契約に関して、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。また、期間のごく短い工事及び一時点で充足される履行義務は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

⑥その他連結計算書類作成のための重要な事項

該当事項はありません。

2. 会計上の見積に関する注記

(産業機械関連事業における工事契約に係る収益認識について)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

産業機械関連事業における工事契約に係る売上高のうち、一定の期間にわたり認識した売上高
2,335,217千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社グループは、産業機械関連事業における請負工事契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度は、契約ごとに、実行予算における見積総原価に対する当連結会計年度末までの実際発生原価の割合に基づくインプット法により算定しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない契約については、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分と同額を収益として認識しております。

ロ. 主要な仮定

履行義務の充足に係る進捗度の算定に用いる主要な仮定は、案件ごとの実行予算における見積総原価であります。

見積総原価は、顧客との契約条件、仕様、設計・製造・据付等の工程、外注費、材料費、労務費、工期、追加又は変更工事の発生見込、外注先からの見積書及び過去の類似案件の実績等を基礎として算定しております。また、工事着手後の仕様変更、工程変更、資材価格及び外注単価の変動、追加原価の発生等を踏まえ、必要に応じて実行予算を見直しております。

工事収益総額は、顧客との契約金額を基礎としており、契約変更又は追加工事が生じる場合には、顧客との合意状況及び交渉経過等を踏まえて見積っております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の主要な仮定は、経営者の判断を伴うものであり、顧客仕様の変更、工程変更、資材価格及び外注単価の変動、工期の延長、追加又は変更工事に係る契約金額の確定状況、その他予期せぬ事象の発生等により、見積総原価又は工事収益総額が変動する可能性があります。これらの見積りの見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の売上高、売上原価、契約資産及び損益に重要な影響を与える可能性があります。

(株式会社デジサインに係るのれん及び顧客関連資産の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	88,814千円
顧客関連資産	47,250千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社グループは、2024年11月29日に実施した株式会社デジサインの株式取得に伴い、のれん及び顧客関連資産を計上しております。当該企業結合については、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行ってりましたが、当連結会計年度に取得原価の配分が確定しております。

顧客関連資産は、既存顧客との取引関係から得られる将来キャッシュ・フローを基礎として認識しております。また、のれんは、取得原価が株式会社デジサイン及びその子会社である株式会社FORTHINKから受け入れた識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価を上回る額として認識しております。

当社グループは、株式会社デジサイン及び株式会社FORTHINKについて、取得時に見込んだ事業計画の達成状況、直近の業績、受注状況、顧客との取引継続状況及び経営環境の変化等を確認し、のれん及び顧客関連資産の減損の兆候の有無を判定しております。減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより、減損損失の認識の要否を判定しております。

ロ. 主要な仮定

顧客関連資産の測定及びのれんの評価に用いる主要な仮定は、株式会社デザイン及び株式会社FORTHINKの事業計画に含まれる将来売上高、収益性、既存顧客との取引継続率又は顧客減少率、受注状況、ITサービス及びデジタル化支援サービスに係る需要動向、当社グループとのシナジー効果、割引率並びに耐用年数であります。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の主要な仮定は、経営者の最善の見積りと判断に基づき決定しておりますが、将来の事業環境の変化、顧客との取引状況、競争環境、受注状況、ITサービス及びデジタル化支援サービスの需要動向等により影響を受ける可能性があります。

これらの仮定に重要な変更が生じ、取得時又は取得原価配分時に見込んだ事業計画と実績及び将来の業績予測が大幅に乖離した場合には、のれん及び顧客関連資産について減損損失が発生し、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計額
	産業機械関連事業	ソリューション事業	
一時点で移転される財又はサービス	2,712,248	459,237	3,171,485
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	2,335,217	—	2,335,217
顧客との契約から生じる収益	5,047,465	459,237	5,506,702
その他の収益	1,462	—	1,462
外部顧客への売上高	5,048,928	459,237	5,508,165

(2) 報告セグメントの変更等に関する事項

当社グループは「産業機械関連事業」を主要な事業としており、セグメント情報の記載を省略しておりましたが、前連結会計年度に株式会社デザインの株式を取得したことに伴い、当社グループの経営管理体制を踏まえて報告セグメントを再検討した結果、今後は「産業機械関連事業」および「ソリューション事業」を報告セグメントとして記載することといたしました。

(3) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4) 会計方針に関する事項⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(4) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等に関する情報

契約資産の主な内容は、請負工事契約において発生原価をもとに進捗率を計算して収益を認識したことによって生じた顧客に対する未請求の債権であります。一方で、契約負債は認識した収益以上の入金または請求したことによって生じた顧客に対する債務であります。

当連結会計年度における顧客との契約から生じた債権、契約資産、契約負債の残高は、下記のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形及び売掛金	1,330,334	1,174,743
電子記録債権	131,579	39,290
契約資産	750,527	363,477
契約負債		
前受金	188,057	56,445

② 当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は、178,600千円であります。

③ 残存履行義務に配分した取引価格に関する情報

当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて期末日後1年以内に収益を認識することを見込んでおります。

4. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

土地 19,000千円

上記は、取引先の銀行借入金55,001千円に対する第三者担保提供であります。

(2) 受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権

受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、「3. 収益認識に関する注記(4)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報」に記載しております。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

1,129,386千円

6. 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「3. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の種類及び総数に関する事項及び自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首の 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末の 株式数(株)
発行済株式 普通株式	11,402,636	—	—	11,402,636
自己株式 普通株式(注)	775,930	—	142,000	633,930

(注)普通株式の自己株式の減少142,000株は、2025年7月14日開催の取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

(2)配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 株主総会	普通株式	63,760	6.0	2025年3月31日	2025年6月25日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月25日 株主総会	普通株式	64,612	6.0	2026年3月31日	2026年6月26日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、主に流動性の高い金融資産で運用し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形、売掛金及び電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額32,198千円）は、投資有価証券に含まれておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、契約資産、買掛金、電子記録債務、前受金、未払費用、短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
①投資有価証券	509	509	—
②リース債務（流動負債）	(2,720)	(2,690)	△30
③長期借入金	(1,151,934)	(1,097,502)	△54,432
④リース債務（固定負債）	(5,479)	(5,245)	△233

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	285円9銭
(2) 1株当たり当期純利益	2円36銭

10. 企業結合に関する注記

(株式会社デジサインの株式取得に係る取得原価配分の確定)

2024年11月29日に行われた株式会社デジサインの株式取得による企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に取得原価の配分が確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されております。この結果、企業結合日において暫定的に算定されたのれん142,056千円は、取得原価配分の確定により40,554千円減少し、101,502千円となっております。のれんの減少は、顧客関連資産54,000千円、受注残8,000千円及び繰延税金負債21,445千円を認識したことによるものであります。

また、当該暫定的な会計処理の確定に伴い、当連結会計年度期首における顧客関連資産は52,650千円、受注残は6,000千円、繰延税金負債は20,287千円増加し、利益剰余金は4,728千円、のれんは43,091千円減少しております。

なお、当連結会計年度末における株式会社デジサインに係るのれん及び顧客関連資産の評価については、「2. 会計上の見積に関する注記」に記載しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

(固定資産の取得)

当社は、2025年2月13日付リリース「技術開発センター（M-TECH）の新設に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、栃木県足利市鹿島町1115の足利事業所地内「技術開発センター（M-TECH）」の建設を進めてまいりました。2026年1月30日付リリース「技術開発センター（M-TECH）」引き渡し完了のお知らせ」にて建物が完成し引き渡し完了したことをお知らせいたしました。このたびは竣工の運びとなり、2026年4月9日に竣工式を執り行いました。

なお、2026年4月10日をもって稼働開始となりましたので、当センターを基点に研究開発機能の強化と新技術の創出を加速してまいります。

1. 新施設建設の背景

当社は創業より120年以上にわたり、日本の食品産業において機械メーカーとして、またプラントエンジニアとしての役割を担ってまいりました。

近年、食を取り巻く環境やお客様のニーズは急速に変化しており、これらに迅速に対応するためには高度な試験環境と設備が求められていました。当社は多様化する要望に応え、商品やサービスの価値をお客様と共に創造する場として、また長年培ってきた粉粒体技術を次世代へ継承し、技術革新を生み出す拠点として本センターを設立しました。

2. 今後の展開

①お客様サービスの拠点として

技術開発センター（M-TECH）の充実した試験設備や分析機器、調理室を活用し、各種粉粒体・加工機械の試験、食品試作・共同商品開発、安全研修・技能トレーニング、受託加工などのサービスを提供してまいります。

②当社の開発拠点として

お客様と共に行う試験を通じて基礎技術である「精選」「粉碎」「分級」「混合」のデータを蓄積し、当社の技術力をさらに向上させます。これにより粉粒体の基礎研究、新製品の開発、高精度な設計力の強化などの取り組みを推進します。

③社会貢献の拠点として

技術開発センター（M-TECH）を地域貢献の場として位置付け、新たな雇用創出による地域産業発展へ寄与いたします。また、屋上には自家消費型太陽光発電設備を設置し、脱炭素社会に貢献いたします。

3. 建物の概要

(1)	名 称	「技術開発センター (M-TECH)」
(2)	所 在 地	栃木県足利市鹿島町1115 (足利事業所地内)
(3)	投 資 額	総額3億円
(4)	建 物 概 要	鉄骨造 2階建て 建築面積 492.03㎡・延床面積 606.55㎡
(5)	竣 工 日	2026年4月

4. 今後の見通し

本件が2027年3月期の連結業績に与える影響は軽微であると見込んでおりますが、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

(連結範囲の変更を伴う子会社出資持分の譲渡)

当社は、2026年4月27日開催の取締役会において、当社の連結子会社である明治機械(徳州)有限公司の出資持分100%を沈阳樊利實業有限公司に譲渡するための持分譲渡契約を締結することを決議し、2026年4月27日付けで持分譲渡契約を締結いたしました。

1. 出資持分譲渡の理由

当社は、2005年3月14日に明治機械(徳州)有限公司を設立し、中国において製粉用ロールの製造販売を行ってまいりました。近年、国際情勢及び中国市場の動向が大きく変化しており、この度、経営資源の選択と集中を図るため、当社の保有する出資持分の100%を沈阳樊利實業有限公司に譲渡することで同社と合意に至りました。

2. 異動する子会社の概要

(1)	名 称	明治機械(徳州)有限公司
(2)	所 在 地	中華人民共和国 山東省徳州市経済開発区平果路18
(3)	代表者の役職・氏名	董事長 土屋 一樹
(4)	事 業 内 容	製粉用ロールの製造販売
(5)	資 本 金	594百万円
(6)	設 立 年 月 日	2005年3月14日
(7)	出資者及び出資比率	当社が100%出資

3. 持分譲渡の相手先の概要

(1)	名 称	沈阳樊利實業有限公司
(2)	所 在 地	中華人民共和国 遼寧省 瀋陽市
(3)	代表者の役職・氏名	范正耿
(4)	事 業 内 容	ゴム製コンベヤーベルトおよびソリッドゴムタイヤの製造販売
(5)	資 本 金	40百万元
(6)	設 立 年 月 日	2010年6月28日

4. 譲渡価額及び譲渡前後の出資持分の状況

(1)	異動前の議決権所有割合	100%
(2)	譲 渡 価 額	非開示(注1)
(3)	異動後の議決権所有割合	0%

(注1) 譲渡価額については、当事者間の守秘義務に基づき、非開示とさせていただきます。

5. 持分譲渡の日程

(1)	取締役会決議日	2026年4月27日
(2)	契約締結日	2026年4月27日
(3)	持分譲渡実行日	2027年3月期中(予定)

6. 今後の見通し

本件出資持分譲渡により、明治機械(徳州)有限公司は2027年3月期中に当社の連結対象から除外となります。また本件より、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式、関連会社株式及び

その他の関係会社有価証券……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品……………個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

原材料……………移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

② 無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く) なお、ソフトウェア(自社利用)については社内における見込利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース料総額が3百万円以下のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

③ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における期末繰越工事のうち、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積ることが可能なものについては、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末日における退職給付債務見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

請負工事契約に関して、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。また、期間のごく短い工事及び一時点で充足される履行義務は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

2. 会計上の見積りに関する注記

(産業機械関連事業における工事契約に係る収益認識)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

産業機械関連事業における工事契約に係る売上高のうち、一定の期間にわたり認識した売上高

2,335,217千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社は、産業機械関連事業における請負工事契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度は、契約ごとに、実行予算における見積総原価に対する当事業年度末までの実際発生原価の割合に基づくインプット法により算定しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない契約については、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分と同額を収益として認識しております。

ロ. 主要な仮定

履行義務の充足に係る進捗度の算定に用いる主要な仮定は、案件ごとの実行予算における見積総原価であります。

見積総原価は、顧客との契約条件、仕様、設計・製造・据付等の工程、外注費、材料費、労務費、工期、追加又は変更工事の発生見込、外注先からの見積書及び過去の類似案件の実績等を基礎として算定しております。また、工事着手後の仕様変更、工程変更、資材価格及び外注単価の変動、追加原価の発生等を踏まえ、必要に応じて実行予算を見直しております。

工事収益総額は、顧客との契約金額を基礎としており、契約変更又は追加工事が生じる場合には、顧客との合意状況及び交渉経過等を踏まえて見積っております。

ハ、翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の主要な仮定は、経営者の判断を伴うものであり、顧客仕様の変更、工程変更、資材価格及び外注単価の変動、工期の延長、追加又は変更工事に係る契約金額の確定状況、その他予期せぬ事象の発生等により、見積総原価又は工事収益総額が変動する可能性があります。

これらの見積りの見直しが必要となった場合には、翌事業年度の売上高、売上原価、契約資産及び損益に重要な影響を与える可能性があります。

3. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

4. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「有形固定資産」の「その他」に含めていた「建設仮勘定」は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度の「建設仮勘定」は37,198千円であります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1)担保に供している資産

土地	19,000千円
----	----------

上記は、取引先の銀行借入金55,001千円に対する第三者担保提供であります。

(2)有形固定資産の減価償却累計額 895,087千円

(3)関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	7,951千円
--------	---------

短期金銭債務	60,648千円
--------	----------

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	1,291千円
仕入高	312,702千円
販売費及び一般管理費	13,536千円
営業取引以外の取引高	
受取利息	1,250千円
固定資産譲渡	500千円
固定資産購入	44,610千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式(注)	775,930	—	142,000	633,930

(注) 普通株式の自己株式の減少142,000株は、2025年7月14日開催の取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	67,878千円
賞与引当金	24,419
退職給付引当金	59,116
子会社出資金評価損	112,700
前渡金	63,136
減価償却資産	11,937
減損損失	22,088
貸倒引当金	59,306
その他	52,793
繰延税金資産小計	473,377
評価性引当額	△394,675
繰延税金資産合計	78,702
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△164
繰延税金負債合計	△164
繰延税金資産(負債)の純額	78,538

9. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他 関係会社	Abalance 株式会社	被所有 直接 36.3%	資金の貸付	貸付金の回収 利息の受取 (注2)	300,000 1,250	—	—

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. Abalance株式会社との資金の貸付については、金銭消費貸借契約であり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 253円78銭
- (2) 1株当たり当期純利益 1円77銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(固定資産の取得)

連結注記表「11. 重要な後発事象に関する注記（固定資産の取得）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(連結範囲の変更を伴う子会社出資持分の譲渡)

連結注記表「11. 重要な後発事象に関する注記（連結範囲の変更を伴う子会社出資持分の譲渡）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。